

## 令和7年2月農業委員会定例会議事録

日時	令和7年2月20日（木）午後1時30分～午後2時32分
場所	さぬき市役所3階301・302  議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について（会長提出議案第1～5号）
日程第3	非農地証明願いについて（会長提出議案第6～7号）
日程第4	農地改良届について（会長提出議案第8号）
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について（会長提出議案第9号）
日程第6	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第10号）
日程第7	農業振興地域整備計画変更の答申について（会長提出議案第11～21号）
日程第8	農業経営改善計画の審査について（会長提出議案第22号）
日程第9	農地利用最適化推進委員の辞任について（会長提出議案第23号）
日程第10	その他
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 白川良一 9 林 文夫 10 藤井 修 11 樫村浩二 12 十川隆行 13 寒川孝志 14 戸田修治 16 細川和美 17 岩澤佳宣(会長職務代理者) 18 芳竹和政(会長)
欠席委員	15 長田禎二
事務局	蓮井敏彦事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西湊健一農地集積専門員
傍聴者	なし

事務局長

令和7年2月の農業委員会定例会を開催致します。会長、よろしくお願い致します。

議長（会長）

改めまして、こんにちは。ちょっと暖かくなるのかなと思ったら、また最近ちょっと寒くなりまして、体の調整がなかなかつかないという今日この頃でございます。また、ニュースで大分騒がれておりますけど、お米の値段が急激に上がっていると。政府に言わせたら21万トンどこへ消えたんだという話も出てきておりますが、ネットや方々の情報によりますと、初めからそれはなかったと。段々何かみんなに配って、本当はないんでないかという話のほうが最近多くなっております。個人にしても店屋にしても何割かは自分くで持っておると。余分に持っている。そんなんが全体に広がって不足してきているのではないかなというところでございます。

はっきりした答えは出てきていませんが、それによって政府が放出した場合に、ひょっと値下がりするのではないかと、みんなその不安が何ぼかは出てきておるようですが、いまだにまだ値段が下がらないということでございます。ちょっとの間は政府のあれを静観していきたいなと思っておりますので、今後ともどうぞ皆さんも情報は十分見ていただいて、どうなるか、これは農業にとって大きな問題でございますので、皆さんもどうぞよろしくお願い致します。

それでは、また議事に入らせていただきます。本日提案致します案件については、事前に各地区で現地確認し、調査していただいていると思っておりますので、よろしくお願い致します。

なお、本日、新規認定農業者の案件がありまして、事前に各地区の代表者と会長職務代理者、私の7人で聞き取り調査を行っておりますので、後ほど地区代表者から報告致しますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席は18名中17名の出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名致します。それでは、11番 檜村委員さん、12番 十川委員、両委員さん、よろしくお願い致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局より説明をお願いします。

事務局

別紙A4の資料、農地法第18条第6項に基づく通知についてをご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、5件受理しています。

報告第1号、貸人、●●●、●●●●様、借人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。解約理由は残存小作の解消のためです。

報告第2号、第3号をご覧ください。これは農地機構を通じて貸し借りを





ります。譲受人は申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

津田地区からお願いします。

山下加代子委員 事務局が説明してくれたとおりです。よろしくお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区、お願いします。

松岡浩二委員 2月14日に委員の全員で現地確認に行きました。事務局の説明どおりで特に問題ないだろうと思いますので、お願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区、お願いします。

十川隆行委員 全員で昨日見てまいりました。問題ないだろうと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 4号議案について2月16日の日曜日に見てきましたが、●●さんなのですが、敷地も狭うて周りに道もないんですが、周辺で桃畑をやられとるということで特に問題ないかと思います。

それと、5号議案については、今現在4筆ですが、この3筆のほう、802の1、2、3。2と3が多分、耕作改善で1枚物になっており、きれいな田んぼになっています。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第5号について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、それでは、議案第1号から第5号につきましてお諮りします。議案第1号から第5号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第5号を原案のとおり認めることと致します。

事務局

日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第6号、7号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

それでは、非農地証明願についてご説明致します。議案書の3ページをご覧ください。今回の非農地証明案件は2件ございます。対象農地は6筆で、合計面積が15,799㎡です。

それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第6号、地区番号3、受付年月日、令和7年1月31日。申請人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●番他4筆です。台帳地目、全筆畑、現況地目、全筆山林、合計地積15,522㎡です。申請理由は、平成5年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料8ページから12ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●から東約560mに位置しております。平成15年に相続により申請地を取得されております。申請地は申請人の父が耕作を行っていましたが、平成5年頃から体調を崩し入院を繰り返すようになり、そのまま耕作放棄となり山林化が著しくなったため、今回申請するようになりました。また、申請地は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されております。位置図は資料8ページ、写真方向図は資料9ページ、10ページ、現況写真は資料11ページ、12ページとなるのでご確認ください。

会長提出議案第7号、地区番号5、受付年月日、令和7年1月31日。申請人、●●●、●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目畑、現況地目山林、地積277㎡です。申請理由は、平成10年頃から25年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料13ページ、14ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から北東約620mに位置しております。令和2年に相続により申請地を取得されております。申請地は平成10年頃から申請者の父が高齢となり農地の管理ができなくなり、耕作放棄となって山林化が著しくなったため、申請に至りました。また、申請地は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されています。位置図は資料13ページ、写真方向図は資料14ページ右側、現況写真は資料14ページ左側になるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

大塚ノブ子委

第6号議案についてご報告致します。私たち2月15日に現地確認を行い

員 ました。資料の11ページ、12ページご覧になっていただいたら分かるか  
と思いますけれども、竹やぶがあり雑木があり、その竹や雑木が倒れて、こ  
れは絶対元の畑の状態には帰らないだろうということを判断しました。よろ  
しくご審議お願いしたいと思います。

これは●●の●●さんから聞いたんですけど、おじいさんの時代に青リン  
ゴを作っていたんですけど、この大変大きな15,522㎡という広い面積、  
もったいないんですけど、私たち山だと判断致しました。よろしくお願いし  
ます。

それと、もう一つ聞きたいんですけど、このときに申請理由の横に建築面  
積ってあるでしょう。これは何ですか。

事務局 すみません、削除するのを忘れてました。0です。

議長（会長） その下側も。

事務局 その次のもそうです。

大塚ノブ子委 ありがとうございます。

員  
議長（会長） 続いて、長尾地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 7号議案ですが、これも木がいっぱい生えて、別段問題ないかと思うん  
ですが、隣の敷地のほうへ、●●●●という●●●の敷地なんで、ブルドーザ  
ーでちょっと押したら資材置場みたいにはなっております。特段問題ないで  
す。

議長（会長） ありがとうございます。地区代表委員の報告が終わりました。議案第6号、  
7号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号、第7号につきましてお諮りします。議案第6号、  
7号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号、第7号を原案のとおり認めることと致します。  
日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第8号  
を議題とし、上程致します。  
それでは、事務局、説明をお願い致します。

事務局

今月の4条の案件は1件ございまして、面積にして161㎡、1筆です。議案書4ページからでございます。

会長提出議案第8号についてご説明します。地区番号3、受付年月日、令和7年1月31日。申請人、●●●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●他1筆、台帳地目畑、現況地目雑種地、地積合計161㎡。転用目的は牧場施設用地となっておりますが、申請者から訂正があり、正しくはドッグラン用地となります。工事着完予定年月日、令和3年1月1日から令和3年5月31日。農地区分、第2種農地。無断転用是正の案件です。資料と致しましては15から16ページで、位置図を15ページに掲載しています。

なお、土地利用計画図に一部変更がございますので、こちらお配りしているA3のカラー印刷の土地利用計画図をご覧ください。触れ合いスペースと書いてあったところがドッグランスペースと訂正が入っています。議案書の下にA3で置いてあった書類です。

説明に戻ります。申請地は、さぬき市●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の西約1kmに位置しており、畑、山林及び雑種地に隣接しています。申請地は令和3年頃、馬1頭を一時的に預かることとなり、飼育施設を確保するため転用許可を受けずに造成しておりました。なお、馬については別の牧場が引き取ることであり、今後はドッグランとしての運用を計画しているとのことです。このたび無断転用が発覚したため、是正の申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

林文夫委員

先週土曜日確認しましたが、ドッグランということは今日聞きましたけれども、やむを得ないということですのでお願いします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第8号について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、議案第8号につきましてお諮りします。議案第8号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。





議長（会長）

それでは、議案第9号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第10号を上程致します。なお、今月の議案で、議案書11ページの整理番号37が●●委員、農地中間管理事業対象農用地等総括表の62番から65番が●と●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局

会長提出議案第10号についてご説明いたします。6ページをご覧ください。これは農地機構を通じて農地の売買を行うもので、今回は農地機構から買い手への所有者移転を行うもので、1件あります。

買い手は●●●●様で、対象農地が●●●●●●●●●●番●です。

次に、農地の貸し借りについて、委員さん案件を除き、ご説明いたします。議案書7ページから13ページとなります。

個人9件、法人2件、中間管理機構40件の合計51件となっております。51件のうち、新規42件、再設定9件となっております。51件のうち、賃借権5件、使用貸借権46件となっております。賃借権の内訳としまして、3,000円2件、2,000円2件、1,000円1件となっております。期間は、10年33件、6年10件、5年6件、2年11か月2件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さん案件を除いた133件についてご説明致します。別紙のA3の公告予定日が令和7年2月21日、ホチキス留めをしているほうの総括表をご覧ください。

貸付先は、個人73件、法人60件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権7件、使用貸借権126件となっております。期間は、10年102件、6年31件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

また、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年4月1日以降の農地の貸借については、利用権設定（相対での農地貸借）が廃止され、農地機構が農地の出し手と受け手の間に入り、農地の貸し借りをする方法に一本化されます。農地機構を通じた農地の集積は地域の話合いにより作成される地域計画に基づいて行われることとなります。

別紙A3の1枚ものの資料、公告年月日が令和7年3月28日になっている農地中間管理事業対象農用地等総括表をご覧ください。これは令和7年4月1日から農地の貸し借りが行われるもので、31件あります。

貸付先は、個人31件となっております。設定する権利の種類は、賃借権4件、使用貸借権27件、期間は、5年が2件、6年5件、10年24件となっております。利用内容については、水稻、露地野菜となっております。地域計画の区域については、●●●●●地区1件、●●●●●地区2件、●

●●●●地区3件、●●地区7件、●●地区1件、●●地区4件、●●●●●●地区2件、●●●●●●地区1件、●●地区10件となっております。  
説明は以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合は整理番号を指定の上、ご発言ください。  
それでは、ありませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案書の整理番号第37、農地中間管理事業対象農用地等総括表の62番から65番を除く議案第10号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案書の整理番号第37、農地中間管理事業対象農用地等総括表の62番から65番を除く議案第10号について原案のとおり認めることと致します。

続きまして、●●委員の関係議案である議案書の整理番号37、農地中間管理事業対象農用地等総括表で●と●●委員の関係議案である62番から65番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願い致します。

議長(会長職務代理者) それでは、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 退席)

議長(会長職務代理者) では、事務局からの説明を求めます。

事務局 会長提出議案第10号についての委員さんの案件は1件で、再設定の使用貸借権となっております。期間は5年となっております。利用内容については、水稻の作付となっております。

農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は4件で、使用貸借権4件となっております。期間は6年4件となっております。利用内容については、水稻、麦の作付となっております。

説明は以上です。

議長(会長職務代理者) 説明が終了致しました。質疑等はありませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長(会長職務  
代理者)  
全委員

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。  
「異議なし」との声あり。

議長(会長職務  
代理者)

異議なしということで、では、原案のとおり承認致します。  
退席されている●●委員、●●委員、●●委員の再入場を求めます。  
  
(●●委員、●●委員、●●委員 着席)

議長(会長)

日程第7 農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第11号から21号までを一括上程致します。  
それでは、事務局から説明を求めます。

事務局

今回の農業振興地域整備計画変更の答申についてのご説明を致します。議案書の14ページをお開きください。総面積が4,891.34㎡となります。  
それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第11号、申請人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は資材置場、車輛置場です。申請の位置でございますが、資料19ページ左側をご覧ください。●●●●●●から西約700mに位置しております。

会長提出議案第12号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は分家住宅です。申請の位置でございますが、資料21ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●●●から南約730mに位置しております。

会長提出議案第13、14号は関連があるので、一緒にご説明致します。第13号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●。第14号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●外1名様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●。譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は倉庫、露店荷物置場、駐車場です。申請の位置でございますが、資料23ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から西約520mに位置しております。

会長提出議案第15号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は露店飼料置場です。申請の位置でございますが、資料26ページをご覧ください。●●●●●●●●●●●●から北約730mに位置しております。

会長提出議案第16号から18号は関連があるので、一緒にご説明いたします。第16号、申請者、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●。第17号、申請者、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●。第18号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●



今回、農振除外して、その無断転用の是正も含めた転用申請ということになろうと思います。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第11号から第21号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。  
どうぞ。

吉原博美委員 第15、16、17、18が一連の分だろ。

事務局 そうです。

吉原博美委員 それで、図面だと、申請の分で●●●●の●がこれ申請地になつとる、これはここへ出とらん。

事務局 これは、29ページの土地利用計画図の一番左下の土地、ここ、建造分の農地で白地だったんです。なので、申請してきた書類は赤く塗られとったんですけど、営農するときは申請地になるんですけど、農振除外の申請のときはここ黄色になるんです。

吉原博美委員 ということは、間違って塗つとると。

事務局 そういうことです。訂正のアナウンスをしてなくてすみませんでした。

議長（会長） ほかにございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第11号から第21号につきましてお諮りします。議案第11号から第21号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第11号から第21号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達いたします。

日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第22号を議題と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第22号のご説明をさせていただきます。

まず、1番の●●●さんですが、住所は●●●●●●●●●●番地●です。生年月日は昭和●●年●月●●日です。

経営改善計画を参照してください。

①農業経営体の営農活動の現状及び目標の(1)営農類型としましては、複合経営になります。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産について、水稻の作付面積の現状は400aで生産量が16,800kgですが、5年後の作付面積は700aで生産量29,400kgに増やします。タマネギの作付面積の現状は60aで生産量は33,000kgですが、5年後は作付面積を100aで生産量70,000kgに増やします。

(2)農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業としまして、作業受託(稲刈り・粃摺り)で210万円の売上がありますが、5年後400万円に増やす予定です。

(3)農用地及び農業生産施設につきましては、ア)の農用地で所有地の現状、田が78aで畑が44aですが、5年後変更はありません。借入地は現状、田が261aですが、5年後600aに増やします。イ)の農業生産施設につきましては、作業所が現状1棟の200㎡ですが、5年後変更はありません。

今後の取組としまして、農業委員会や農地機構を活用し条件のよい農地を借り、規模拡大を図るとともに、作業受託面積も増やし、所得の向上を目指します。現状の年間所得130万円のところ、5年後420万円を目指します。経験も実績もある農業者ですので、継続認定についてのご審議をよろしくお願ひします。

続きまして、2番の●●●●さんです。住所は●●●●●●●●●●●●●●●●番地●、生年月日が昭和●●年●月●●日生まれです。

別紙の経営改善計画を参照してください。

①農業経営体の営農活動の現状及び目標の(1)営農類型としましては複合経営になります。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産について、キャベツの作付面積の現状は60aで生産量は30,000kgですが、5年後変更はありません。ブロッコリーの作付面積の現状は25aで生産量は8,000kgですが、こちらも5年後変更はありません。タマネギの作付面積の現状は60aで生産量は42,000kgですが、5年後の作付面積を150aで生産量10万5,000kgに増やします。オクラの作付面積の現状は3aで生産量660kgですが、5年後変更はありません。水稻の作付面積の現状は300aで生産量10,800kgですが、5年後変更はありません。

(2)農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業としまして、作業受託(収穫・乾燥調製)で500万円の売上がありますが、5年後も変更はありません。

(3)農用地及び農業生産施設につきましては、ア)の農用地で所有地の現状、田が61aですが、5年後変更はありません。借入地は現状、田が646aですが、5年後800aに増やします。イ)の農業生産施設につきましては、作業所が現状1棟の1,000㎡ですが、5年後変更はありません。

今後の取組としまして、作業の効率化のため機械導入を図ります。農業委員会及び農地機構を活用し、規模拡大と集約化を図り、所得の向上を目指します。現状の年間所得320万円のところ、5年後420万円を目指します。経験も実績





s ファームは既にイチゴ栽培を行っており、実績もある農業者です。認定農業者の新規認定についてのご審議をよろしくお願いします。

以上です。

議長（会長）

事務局の説明が終了致しました。本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表から補足事項がありましたら報告をお願いします。

●●地区代表委員から報告をお願いします。

松岡浩二委員

●●●さんですが、長年、家族経営でタマネギをされております。面積もこれからは拡大する計画もあるようですので、頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員

●●●●●●●●●●●●●●●●のことに報告致します。先ほどヒアリングのときに少し聞いたんですけども、住所は●●●●●番地●●ってどの辺りですかと言ったら、●●●の辺りですとおっしゃられました。だから、そこから●●まで通うそうです。お母さんはここにもありますとおり●●歳、娘さんは●●歳で、2人ともしっかりした、見受けられます。しっかりしていると思います。娘さんもイチゴ栽培は経験が豊富で大丈夫だろうと思います。お母さんが販売のほうを特に力入れるそうです。よろしくお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員

2番、3番とも特に問題ある人じゃないです。よろしくお願いします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第22号について質疑等ありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、農業経営改善計画の審査について、議案第22号についてお諮り致します。それでは、議案第22号について原案のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第22号について原案のとおり承認することと致します。  
日程第9 農地利用最適化推進委員の辞任について、会長提出議案第23号を議題と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第23号についてご説明いたします。

さぬき市農地利用最適化推進委員の辞任についてでございますが、先月の令和7年1月24日に推進委員の●●●●様が農業委員会に来庁され、体調不良のため、今後、推進委員の活動をするのが困難であることから、1月末をもって推進委員を辞任したいとお話がありました。その後、辞任届の提出がありました。

さぬき市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき、農業委員会の出席委員の過半数の同意を得ることとなっていることから、このたび農業委員会定例会にお諮りするものであります。

以上です。

議長（会長）

事務局の説明が終了致しました。本議案については●●地区の関係案件ですので、地区代表から補足事項等がありましたら報告をお願いします。

林文夫委員

●●●●さんですけども、相当無理して働いて、一緒に仕事してくれました。つい最近また胸にしこりか何かできて、つい最近ですけども大変な手術もなさったそうです。あと1年半ありますので、ぜひ一緒にまたやってくれたらいいということをお願いしたんですけども、もう歩くことがちょっときついの、出てくることもかなわなくなりますので、やむを得ないかなと思います。こういうことでありますけども、どうぞよろしくをお願いします。

議長（会長）

それでは、農地利用最適化推進委員の辞任について、議案第23号についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第23号について原案のとおり認めることと致します。

本日上程の議案については以上ですが、日程第10 その他で何かありませんか。

では、農地集積専門員から何かありましたら。

農地機構

ございません。

事務局

次回の定例会ですけども、3月25日、この場所で1時半から、よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

以上をもちまして、令和7年2月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、御礼を申し上げます。

( 2時32分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地改良届について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農用地利用最適化推進委員の辞任について  
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 1 1 番

署名委員 1 2 番